

令和 7 年 第13回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和 7 年 8 月 28 日（木）午前 10 時 00 分

場 所：教育委員会室

令和7年8月28日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第55号議案及び第56号議案

令和8年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

第57号議案

令和7年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）について

第58号議案

東京都公立学校教職員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

（1）東京都公立学校教職員の懲戒処分について

教 育 長

坂 本 雅 彦

委 員

秋 山 千枝子

委 員

北 村 友 人（欠席）

委 員

宮 原 京 子

委 員

高 橋 純

委 員

萩 原 智 子（オンライン）

事務局（説明員）

教育長（再掲）

坂 本 雅 彦

次長

岩 野 恵 子

教育監

瀧 沢 佳 宏

総務部長

山 本 謙 治

指導部長

山 田 道 人

人事部長

秋 田 一 樹

教育政策担当部長

相 川 隆 史

（書 記） 総務部教育政策課長

小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和7年第13回定例会を開会します。

本日、萩原委員はオンラインで御出席されます。また、北村委員から所用により御欠席と届出を頂いております。

本日は、読売新聞社ほか1社からの取材と、4名の傍聴の申込みがございました。また、読売新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可をしてもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮原委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 7月10日の令和7年第11回定例会議事録については、既に御覧をいただいたと存じますので、よろしければ承認をいただきたいと存じます。よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では7月10日の令和7年第11回定例会議事録については承認いただきました。

また、7月31日の令和7年第12回定例会議事録を配布しておりますので、御覧いただき、次回の定例会で承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第57号議案及び第58号議案、並びに報告事項（1）につきましては、人事及び公表前の情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしいですか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきまして、そのように取り扱います。

議 案

第55号議案及び第56号議案

令和8年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第55号議案及び第56号議案「令和8年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について」の審議に先駆けて申し上げます。

本件に関連しまして、高橋委員から教育出版株式会社発行の教科書及び指導書の執筆に携わっている旨、事前に御申出を頂いております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項において、教育委員会の委員は自己の従事する業務に直接の利害関係があるものについては、その議事に参与することができない、とされております。そのため、教育出版株式会社が「関連をしていない教科（種目）」と「関連している教科（種目）」の議案に分け、議事を進めてまいります。

それではまず、教育出版株式会社が「関連をしていない教科（種目）」の教科書採択の議事を行います。第55号議案の説明を指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは第55号議案についての説明をいたします。「1 教科書の採択について」にございますように、教科書の内容や、これまでに都教育委員会で作成しました高等学校用教科書調査研究資料、各都立高等学校等による選定状況等を総合的に判断し、令和8年度に各都立高等学校等で使用することが適当な教科書につい

て、学校ごとに採択を行っていただくものでございます。

「2 各都立高等学校等による選定状況（別紙）」には、各都立高等学校等による選定状況の概要を一覧にしております。教育出版が関連している「音楽Ⅰ」を除いて、まとめたものとなります。まず、（１）の現行の学習指導要領に基づく教科書について、選定した種類数の合計は文部科学省検定済教科書が767種類、文部科学省著作教科書で31種類、合計798種類でございます。2ページを御覧ください。（２）の旧学習指導要領に基づく教科書についてでございます。同様に、教育出版が関連している教科（種目）は除いております。選定した種類数の合計は、文部科学省検定済教科書が6種類でございます。これらは、昨年度までに採択した教科書のうち、目録には掲載されていないものについて、令和8年度も継続して使用する必要がある教科書となっています。3ページを御覧ください。学校における教科書の選定について、参考としてまとめたものでございます。1から3にございますように、各学校において校長を委員長とする「教科書選定委員会」を設置し、教科書の調査研究を行い、各学校における生徒の実態等を踏まえまして、最も適切なものとして選定した教科書について、5にありますように、指導部におきまして、教育課程との照合などの確認を行い、必要に応じて指導を行いました。

学校ごとに選定した教科書については、別紙にまとめております。学校別・課程別の目次でございます。各学校の選定結果を各ページに示しております。1ページずつお伝えするには時間を要しますので、都立一橋高校の定時制を例として御覧いただきます。このように、各校、各課程別の選定の一覧をこの後のページ以降に付けておりますので御確認いただければと思います。これらを、この度採択を行っていただく教科書案として示させていただきました。

次に、右上に「参考」と記載している資料を御覧ください。都立高校と都立中等教育学校（後期課程）で設定された教科書の、教科別の選定状況について図表にまとめたものでございます。参考資料の1ページでございます。国語等の共通教科ごとに、その教科（種目）の教科書を選定した学校数（課程数）と教科書種類数を示し、その右側に最も選定の多かった教科書を記載しております。このほか、教科（種目）別に発行者、教科書ごとの選定状況をまとめた資料をこの後のページに付けておりますの

で御確認いただければと思います。

説明は以上です。それでは、御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

——— 〈異議なし〉 ———

御質問、御意見がございませんようですので本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——— 〈異議なし〉 ———

それでは、本件につきましては、原案のとおり承認をいただきました。

続きまして、教育出版が「関連をしている教科（種目）」の教科書採択の議事を行いますので、高橋委員にはこちらで御退席をお願いいたします。

それでは、第56号議案の議事に入ります。第56号議案の説明を、引き続き指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは、第56号議案について説明いたします。先ほどの議案で説明したとおり、来年度に各都立高校等で使用することが適当な教科書について、学校ごとに採択を行っていただくものでございます。

2に各都立高等学校による選定状況の概要を一覧にしております。教育出版が関連している教科（種目）をまとめたものでございます。選定した文部科学省検定済教科書の種類数の合計は8種類となっております。学校ごとに選定された教科書につきましては、先ほどの議案と同様、別紙にまとめてございます。先ほどと同じく、選定一覧について都立一橋高等学校、定時制の例で説明をいたします。各校、各課程の一覧をこの後のページ以降に付けておりますので御確認いただければと思います。

これらをこの度、採択を行っていただく教科書の案として示させていただきました。右上に「参考」と記載している資料を御覧ください。都立高校と都立中等教育学校（後期課程）で選定された教科別の選定状況について、こちらも先ほどの事案と同様の資料ですので御覧いただければと存じます。

説明は以上です。それでは、御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

——— 〈異議なし〉 ———

御質問、御意見がございませんようですので本件につきましては、原案のとおり決

定してよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、本件につきましては、原案のとおり承認をいただきました。

それでは、高橋委員に改めて御入室いただきます。

第55号議案及び第56号議案までの教科書採択につきましては、以上でございます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

9月11日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】次に、今後の日程について教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、9月11日木曜日午前10時から教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については9月11日木曜日午前10時から開催したいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、これ以降は非公開の審議に入ります。

(午前10時14分)